

平成 23 年 6 月 29 日

社団法人全国建設業協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
労災保険財政数理室長

「平成 23 年 労務費率調査」の協力依頼について

貴会におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

労働基準行政、とりわけ労災保険の運営につきましては、常日頃より多大のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労災保険料の算定については、請負による建設の事業において下請業者も含めた全ての賃金総額を正確に算定することが困難である場合に、その事業の請負金額に、事業の種類ごとに定められた労務費率を乗じて得た額を賃金総額とみなすことができるとされています。

現在の労務費率は、平成 21 年度から施行されているものですが、作業の機械化、工法の効率化、建設コスト縮減の推進等により請負金額と賃金等の実態に変化が生じていることが考えられます。

そこで、厚生労働省では、別添のとおり調査を実施し、その調査結果を踏まえ、労務費率の改定について検討することとしております。

つきましては、本調査の実施にご理解を賜るとともに、貴会の会員の方々に、調査票が送付されてきた際には、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力いただけるよう周知方よろしくお願い申し上げます。

労務費率調査

□調査の概要

・ 調査の目的

請負による建設事業について、賃金実態を把握し、労災保険料の算定に用いる現行の労務費率の見直しに資することを目的とする。

・ 調査の時期

平成23年7月1日～7月22日。

・ 調査事項

ア 工事の名称、期間及び内容

イ 下請事業者数

ウ 工事の請負代金の額、請負代金に加算する額及び請負代金から控除する額

エ 労災保険に係る確定保険料額及び保険料額の算定方法

オ 支払賃金総額

カ 延労働者数

・ 調査の対象

平成22年中に終了した請負金額500万円以上の建設事業。

・ 調査の方法

厚生労働省から郵送により報告者に直接調査票を送付し、報告者自らが調査票に記入（自計報告）の上、郵送により厚生労働省に返送する。

□公表予定

労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会の審議資料として、平成23年12月公表予定。

詳細については平成24年3月公表予定。

□問い合わせ先

労働基準局労災補償部労災管理課労災保険財政数理室

直通：03-3502-6749

労務費率調査へのご協力をお願い

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より労働基準行政に対しご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労災保険制度においては、請負による建設事業における労災保険料額の算定にあたり、下請業者も含めた全ての賃金総額を正確に把握することが困難であるときには、特例として請負金額に事業の種類ごとに定められた「労務費率」を乗じて得た額を賃金総額として扱うこととしています。

今般、建設事業における請負金額と賃金等の実態を把握し、現行の労務費率の見直しを行うため、「平成 23 年労務費率調査」を実施することとし、貴事業場に調査をお願いすることになりました。

つきましては、ご多用中誠に恐縮ではございますが、この調査の趣旨をご理解いただき、調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

調査票の作成にあたっては、平成 23 年 7 月 22 日までに当局へご返送くださるようお願い申し上げます。

なお、ご提出いただいた調査票は、統計調査のためにのみ使用され、統計以外に使用することはありません。

敬具

平成 23 年 7 月

事業主各位

厚生労働省労働基準局長